

メンタルヘルス相談事業実施要領

1 趣旨

この要領は、公益財団法人山口県健康福祉財団（以下「財団」という。）福利厚生事業規程第50条第2項の規定に基づく職員相談事業のうち、職員の心の健康支援に寄与するためのメンタルヘルス相談について精神科医・臨床心理士に委託実施することについて定める。

2 対象者

財団の登録職員及びその家族（以下「登録職員等」という。）

3 相談機関

別紙「相談機関一覧表」のとおり

4 相談業務等

相談機関は、登録職員等のメンタルヘルスに関する相談について、カウンセリングを行う。

なお、登録職員等は、年度内に3回までは無料で利用することができる。

5 実施方法

- (1) 財団は、年度当初に「メンタルヘルス相談利用券」（様式1。以下「利用券」という。）を登録職員に配布する。
- (2) 登録職員等は、メンタルヘルス相談を利用しようとするときは、相談機関に直接申し込みを行い、利用券を提出の上相談するものとする。
- (3) 相談機関は、上記登録職員等に対しカウンセリングを行う。
- (4) 相談を受けた相談機関は、相談者から提出された「利用券」に確認押印し、「メンタルヘルス相談実施状況報告書」（様式2）及び請求書（様式3）とともに財団に提出する。

6 その他

- (1) 財団及び相談機関は、相談者のプライバシーの保護に十分配慮するものとする。
- (2) 相談機関の医師が投薬等の医療を必要と認めたときは、相談者の承諾を得た上で保険診療とすることができる。
- (3) 財団は、別にメンタルヘルスに係る講習会の開催等を実施するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。